

外国投資規制の大幅緩和について

2014.9.10

ミャンマー経済研究・コンサルティング

8月26日、ミャンマー投資委員会(MIC) 通達(MIC Notification No.49/2014 および No.50/2014)が公表された。2013年1月31日の同通達(MIC Notification No.1/2014)を改訂したものである。

この通達の内容について、KPMGの別添「ミャンマー通信 Vol.9/2014」

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/myanmar/Pages/myanmar-newsletter-aug2014.aspx>がよくまとめているので、参照されたい。

ここでは、主として、旧通達との比較を細かい事業分野まで下りて、対比するとともに、上記「通信」の若干の補足を行うこととする。

A. 外国投資法の施行細則の改正(新旧対比表)

(MIC 通達 2013年1月および2014年8月との比較)

1) MIC 通達で外国企業には投資が認められない分野

1、MIC 通達で外国企業には投資が認められない分野(List A, MIC Notification No. 1/2013 Jan. 31, 2013) (21)	1、MIC 通達で外国企業には投資が認められない分野(MIC Notification No.49/2014 August 14, 2014)(11)
(1) 国防関連の軍需品製造および関連サービスの提供	(1) 国防関連の軍需品製造および関連サービスの提供
(2) 環境破壊に繋がるビジネス	削除
(3) 化学肥料法、種苗法、その他農業関連法に違反する製造業および農業	削除
(4) 海外から輸入した廃棄物を利用したビジネスおよび工場設立	削除
(5) オゾン層の破壊等につながるような禁止物質の生産およびビジネス	削除
(6) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止されている有機物質の製造	削除
(7) 海外から中古工場や中古設備を輸入し、環境保護法および細則で禁止され、周辺環境に影響を及ぼすような危険物質を製造するビジネス	削除

(8) 自然林の保護および管理	(2) 自然林の保護および管理
(9) ヒスイ等の宝石の試掘、探掘、生産	(3) ヒスイ等の宝石の試掘、探掘、生産
(10) 中小規模での鉱物製品の製造	(4) 中小規模での鉱物製品の製造
(11) アスベストでできた建築資材の製造および流通販売	削除
(12) 電力システムの管理	(5) 電力システムの管理
(13) 電力の商業取引	削除
(14) 電気関連の点検サービス	(6) 電気関連の点検サービス
(15) 環境や健康汚染に繋がる化学物質(MTBE や TEL 等)を輸入、生産、使用するような精製事業	削除
(16) 人体、公衆衛生に影響を与えるような汚染物質の生産・排出	削除
(17) 川などでの金を含む鉱物資源の採掘	(7) 川などでの金を含む鉱物資源の採掘
(18) 航空交通管制サービス	(8) 航空交通管制サービス
(19) 航海交通管制サービス	(9) 航海交通管制サービス
(20) 印刷業とメディア事業の一体運営	(10) 印刷業とメディア事業の一体運営
(21) ミャンマー語を含む固有の言語で定期的に発行される刊行物の印刷および出版	(11) ミャンマー語を含む固有の言語で定期的に発行される刊行物の印刷および出版

2)ミャンマー資本との合併によってのみ認可される分野(MIC Notification No.49/2014 August 14, 2014)

2、ミャンマー資本との合併によってのみ認められる分野(42) (List B, MIC Notification No. 1/2013)	2、ミャンマー資本との合併によってのみ認可される分野(30)
(1) ハイブリッド種の製造および販売	(1) ハイブリッド種の製造および販売
(2) 固有種の製造および販売	(2) 固有種の製造および販売
(3) ビスケット、ウェハース、麺、マカロニ、その他麺類など、穀物加工食品の製造および販売	(3) ビスケット、ウェハース、麺、マカロニ、その他麺類など、穀物加工食品の製造および販売
(4) 飴、ココア、チョコレート等の菓子類の製造および販売	(4) 飴、ココア、チョコレート等の菓子類の製造および販売

(5) 牛乳および乳製品以外の食品の製造、缶詰製造、販売	(5) 牛乳および乳製品以外の食品の製造、缶詰製造、販売
(6) 麦芽および麦芽アルコール飲料の製造および販売	(6) 麦芽および麦芽アルコール飲料の製造および販売
(7) 蒸留酒、アルコール飲料、清涼飲料等の生産、精製、ボトリングなど	(7) 蒸留酒、アルコール飲料、清涼飲料等の生産、精製、ボトリングなど
(8) 氷の製造および販売	(8) 氷の製造および販売
(9) 水の製造および販売	(9) 飲料水の製造および販売
(10) 綿製の織物用糸の製造および販売	(10) 綿製の織物用糸の製造および販売
(11) 家庭用台所用品(エナメル製品、刃物類、陶器類)の製造および販売	(11) 家庭用台所用品(エナメル製品、刃物類、陶器類)の製造および販売
(12) プラスチック製品の生産および販売	(12) プラスチック製品の生産および販売
(13) ゴムおよびゴム製品の製造	(13) ゴムおよびゴム製品の製造
(14) パッケージングビジネス	(14) パッケージングビジネス
(15) 合成皮革以外の皮革原料で作る履物やハンドバッグ等の製造および販売	(15) 合成皮革以外の皮革原料で作る履物やハンドバッグ等の製造および販売
(16) 各種紙製品の製造および販売	削除
(17) カーボン紙、ろう紙、トイレトペーパー等を含む紙製品、段ボール製品の製造および販売	(16) カーボン紙、ろう紙、トイレトペーパー等を含む紙製品、段ボール製品の製造および販売
(18) 国内の天然資源を利用した化学製品の製造および販売	(17) 国内の天然資源を利用した化学製品の製造および販売
(19) 可燃性物質・液体・ガス・エアロゾル(アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、 デオドラント、殺虫剤)の製造および販売	(18) 可燃性物質・液体・ガス・エアロゾル(アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、 デオドラント、殺虫剤)の製造および販売
(20) 酸化化学品(オキシジェン、水素)および圧縮ガス(アセトン、アルゴン、水素)、 窒素、アセチレン)の製造および販売	(19) 酸化化学品(オキシジェン、水素)および圧縮ガス(アセトン、アルゴン、水素、 窒素、アセチレン)の製造および販売
(21) 腐食性化学品(硫酸、硝酸)の製造および販売	(20) 腐食性化学品(硫酸、硝酸)の製造および販売
(22) 気体・液体・固体を含む産業用ガスの製造および販売	(21) 気体・液体・固体を含む産業用ガスの製造および販売

(23) 医薬品の製造および販売	(22) 医薬品の製造および販売
	(23) 中小規模の発電事業(追加)
(24) ハイテクを利用したワクチンの製造	削除
(25) 産業用鉱物資源の探査および試掘	削除
(26) 大規模鉱物開発	削除
(27) ビル建設、橋梁建設に使用するコンクリート製品および組み立て式鉄骨フレームの製造	削除
(28) 橋脚、高速道路、地下鉄網等の輸送インフラ開発	削除
(29) 国際水準のゴルフコースおよびリクリエーション施設の開発	(24) 国際水準のゴルフコースおよびリクリエーション施設の開発
(30) 住宅用アパート、コンドミニアムの建設、販売、および賃貸	(25) 住宅用アパート、コンドミニアムの建設、販売、および賃貸
(31) オフィスビルの建設、および販売	(26) オフィスビルの建設、および販売
(32) 工業団地に隣接した住宅地区でのアパート、コンドミニアムの建設、販売、および賃貸	(27) 工業団地に隣接した住宅地区でのアパート、コンドミニアムの建設、販売、および賃貸
(33) 手頃価格の一般向け住宅の建設	(28) 手頃価格の一般向け住宅の建設
(34) ニュータウンの開発	削除
(35) 国内線航空サービス	(29) 国内線航空サービス
(36) 国際線航空サービス	(30) 国際線航空サービス
(37) 乗客および貨物用水上運送サービス	削除
(38) 造船所での新船舶の建設および船舶の修理	削除
(39) 倉庫・港施設の建設、および、水上ポートサービス	削除
(40) 新客車および貨車エンジンの製造	削除
(41) 民営の専門病院および伝統医療病院	削除
(42) 旅行業	削除

3) 特定の条件のもとで認可される分野

3-1 ミャンマー資本との合併形態でのみ認可される事業(関連省庁の推薦が必要)

なお、旧「特定のスタンダードの条件のもとでのみ許可される分野」は、今回すべて削除となった。

3、特定の条件のもとで認可される分野(List C, MIC Notification No. 1/2013)	3、特定の条件のもとで認可される分野
1)特定の条件(事業の所管省による意見書や連邦政府の承認などが求められる)のもとで認可される分野(112)	3.1 ミャンマー資本との合弁形態でのみ認可される事業(関連省庁の推薦が必要)(71)
(1)農業灌漑省(7)	(1)農業灌漑省(0)
1. 種の生産・流通、	削除
2. 農薬製造・再包装、	削除
3. 肥料の生産・流通、	削除
4. 農業の研究開発企業、	削除
5. 農機具の製造、	削除
6. 穀物生産・同関連事業、	削除
7. 近代的農地開発	削除
(2)畜水産省(5)	(2)畜水産省(8)
1. はちみつ製品生産	1. はちみつ製品生産
2. 魚のセリ市場	2. 魚のセリ市場
3. 漁港の建設	3. 漁港の建設
4. 淡水・海水魚の養殖	削除
5. 魚のセリ市場・水産物のラボテスト	4. 魚のセリ市場・水産物のラボテスト
	5. 海水魚ビジネス(追加)
	6. 水産物の加工(追加)
	7. 動物及び魚類の輸出入と飼育(追加)
	8. 海水・淡水の魚類・えびの養殖(追加)
(3)環境保護・森林省(18)	(3)環境保護・森林省(9)
1. 国立公園造成	1. 国立公園造成
2. 木材関連の製造・サービス	削除
3. エコツーリズム	2. エコツーリズム
4. CO2削減関連事業	3. CO2削減関連事業
5. 保護・保存森林地区の長期リースベースの木材伐採	4. 保護・保存森林地区の長期リースベースの木材伐採
6. 遺伝子組み換え農産物の輸入	5. 遺伝子組み換え農産物の輸入
7. 植林のための機械・設備、除草剤・農薬および外来種の輸入	削除
8. 良質のチーク等の生産など林業関連ハイテク技術の研究	6. 良質のチーク等の生産など林業関連ハイテク技術の研究

9. 森林プランテーション(チーク、硬木、ゴム、竹、茎など)	削除
10. 木工加工・木材関連産業	削除
11. 木材および木工製品の内販及び輸出	削除
12. 林業分野のハイテク技術の研究開発と人材開発	7. 林業分野のハイテク技術の研究開発と人材開発
13. 森林地区や政府の処分地での天然資源の採取	8. 森林地区や政府の処分地での天然資源の採取
14. 植物種および動物種の飼育・生産および輸出入	9. 植物種および動物種の飼育・生産および輸出入
15. 製材事業(外資 25%上限)	削除
16. 高付加価値の木材半製品の生産(外資 35%上限)	削除
17. 林業関連の資本集約的・ハイテク生産活動(外資 49% 上限)	削除
18. 丸太の輸出	削除
(4) 鉱山省(5):	(4) 鉱山省(0)
1. 鉱物の探索・調査・採掘	削除
2. 大規模鉱物資源開発	削除
3. レアアース・戦略的鉱物・放射性鉱物・宝石などの生産・販売	削除
4. 真珠養殖生産	削除
5. 御影石・石炭などの原石の輸出	削除
(5) 工業省(10):	(5) 工業省(3)
1. 植物・動物油脂および油かすの生産・流通(最低 80%国産原料使用)	削除
2. ソフトドリンク・その他飲料の生産・流通	1. ソフトドリンク・その他飲料の生産・流通
3. グルタミン酸ソーダの生産	2. グルタミン酸ソーダの生産
4. たばこ生産(90%輸出)	削除
5. 香水・化粧品生産	削除
6. 爆発物の生産・流通(政府との合弁のみ)	削除
7. チタン粉末・硫化カリウム・リン酸カルシウムの生産と流通(政府との合弁のみ)	削除

8. ペンキ・ワニス・染料・溶剤・各種アクリルの生産と流通(外資は70%以下)	削除
9. ワクチンの生産・流通(政府との合併のみ)	3. ワクチンの生産・流通(政府との合併のみ)
10. 海外原料を使用した化学品の生産・流通	削除
(6)電力省(1)	(6) 電力省(1)
1. 水力・石炭火力発電所による発電と売電の事業(政府との合併または BOT)	削除
(7)運輸省(23)、	(7) 運輸省(3)
1. 空港建設・乗客ラウンジ・サービス提供	削除
2. 民間航空の訓練サービス	削除
3. 航空機修理・整備サービス、	削除
4. 航空輸送サービスとマーケティング	削除
5. コンピュータ化システムによる航空券販売	削除
6. 乗務員なしの航空機チャーター	削除
7. 乗務員付の航空機チャーター	削除
8. 航空貨物、航空輸送のための積荷作業サービス	削除
9. 貨物取扱いサービス	削除
10. 航空ケータリングサービス	削除
11. 給油サービス	削除
12. 航空機ライン整備	削除
13. タラップハンドリング・サービス	削除
14. 手荷物ハンドリング・サービス	削除
15. 乗客ハンドリング・サービス	削除
16. グランド・ハンドリング・サービス	削除
17. 空港ホテルサービス	削除
18. 航空機部品のマーケティングと販売	削除
	1. 水運による旅客・貨物輸送(追加)
19. 海洋研究訓練サービス(政府との合併、最低投資額 100 万ドル以上)	2. 海洋研究訓練サービス(政府との合併、最低投資額 100 万ドル以上)
20. 外国海運会社への代理店サービス(政府との合併)	削除
21. 造船所サービス (政府との合併)	3. 造船所サービス (政府との合併)

22. 内陸水運輸送局所有の土地での内陸水運関連サービス	削除
23. 上記関連ビジネスおよびビルの建設事業	削除
(8)通信・情報技術省(2)	(8) 通信・情報技術省(1)
1. 国内・国際郵便サービス	1. 国内・国際郵便サービス
2. 通信ネットワーク・サポートサービス	削除
(9)エネルギー省(5)、	(9) エネルギー省(0)
1. 石油および石油製品の輸入・流通	削除
2. 石油・ガスの採掘・掘削・生産と生産プロセス段階の各種活動	削除
3. 石油・天然ガスのラボテストサービス	削除
4. 石油化学施設の建設	削除
5. 石油・天然ガス・同製品の輸送・貯蔵・流通・販売	削除
(10)保健省(12):	(10) 保健省(12)
1. 私立病院・特殊病院およびクリニック	1.私立病院
	2.特殊病院・クリニック(分類を分割)
2. 政府との合弁の私立病院・クリニック	削除
3. 政府と外資の病院・クリニック	削除
4. 民間診断サービス	3.民間診断サービス
5. 民間の医薬品生産	4. 民間の医薬品生産
6. ワクチン、診断、試験キットの研究	5. ワクチン、診断、試験キットの研究
7. 民間の医療・保健大学や訓練学校	6. 民間の医療・保健大学や訓練学校
8. 保健インパクト分析	7. 保健インパクト分析
9. 伝統薬原料の貿易	8. 伝統薬原料の貿易
10. 生薬の栽培と生産	9. 生薬の栽培と生産
11. 伝統薬品の研究と実験	10. 伝統薬品の研究と実験
12. 伝統薬の生産	11. 伝統薬の生産
	12. 伝統的病院(追加)
(11)建設省(6)	(11) 建設省(0)
1. オフィス/商業ビルの建設・賃貸(BOTで外資100%可能)	削除
2. 建築設計・コンサル、	削除
3. 工場建設・機械据え付け・試運転	削除
4. 都市・住宅セクター用建材の大量生産	削除

5. ハイテクの建築プレハブ材料の生産	削除
6. 現代技術を使用した災害に強いビルと 関連インフラの建設	削除
(12)ホテル観光省(3)	(12) ホテル観光省(0)
1. 旅行代理業	削除
2. スパ	削除
3. 外国人対象のカジノ	削除
(13)情報省(18):	(13) 情報省(7)
1. 外国語による定期刊行物	1. 外国語による定期刊行物
2. 社会科学に係る出版	削除
3. 自然科学にかかる出版	削除
4. 応用科学にかかる出版	削除
5. 文化・芸術にかかる出版	削除
6. ミャンマー語および少数民族語または 外国語にかかる出版	削除
7. FM 放送	2. FM 放送
8. DTH 事業	3. DTH 事業
9. DVT(2)事業	4. DVT(2)事業
10. ケーブル・IPTV 事業	5. ケーブル・IPTV 事業
11. 映画製作	6. 映画製作
12. 映画以外の編集・記録	削除
13. 映画館	7. 映画館
14. 映画訓練学校	削除
15. 映画関連材料のレンタル業、	削除
16. 映画スタジオ	削除
17. DVD, VCD,ブルーレイ再生事業	削除
18. 映画・テレビ・プロダクションと配給	削除
2)特定のスタンダードの条件のもとでのみ許可 される分野(27)	特定のスタンダードの条件のもとでのみ許可 される分野(0)
(1)水牛、牛等の家畜飼育(GAHP および GMP に則ること)	削除
(2)羊、ヤギ、鶏、豚等の家畜飼育(同上)	削除
(3)動物飼料等の製造および販売(GMP に従い	削除

管理できること)	
(4)家畜の病気予防や治療薬の製造(動物ワクチン、治療薬向け GMP の ASEAN ガイドラインに則ること)	削除
(5)酪農業(GAHP に則ること)	削除
(6)牛乳および酪農製品の製造(乳加工施設の ASEAN 認証基準に則ること)	削除
(7)食肉処理場(GMP に従い HACCP システムに則ること)	削除
(8)食肉加工(ASEAN 認証基準に則った加工場にて、密閉封鎖されたコンテナの食肉で製造すること)	削除
(9)牧畜場用設備の製造(GMP に則ること)	削除
(10)養鶏場(商業養鶏場用のバイオセキュリティ管理マニュアルに従い GAHP および GMP に則ること)	削除
(11)肉牛繁殖(GAHP に則ること)	削除
(12)淡水および海水のエビ養殖(環境を害さない手法に則ること)	削除
(13)石炭の探査、採掘(国家との合弁のもと執り行う)	削除
(14)伝統的な家庭薬以外の薬の製造(最低限、WHO、GMP 基準に則ること)	削除
(15)ワクチン、睡眠薬、向精神薬以外の薬の製造および販売(最低限、WHO、GMP 基準に則ること)	削除
(16)法律により認められた建物の建設および修復	削除
(ASEAN 相互承認枠組み協定の規範と基準に則ること。ミャンマー国家建築基準に則ること)	
(17)ホテル(三ツ星以上のホテルのみ 100%外資を認める。残りは JV)	削除
(18)海外から必要な原材料を輸入し農産物を生産すること、また、それらの国内での販売および輸出。	削除

(高付加価値商品の生産のみ認める。JVの場合はミャンマーのローカル企業側が最低 40%の出資をすること)	
(19) 小売り(小規模小売の形態には参入できない。)	削除
スーパーマーケットは 12,000 平方フィート(1,115m ²)から 20,000 平方フィート(1,858m ²)の面積を要す。	
ただし、ミャンマーローカル企業による既存店舗から近接した場所では開店できない。	
国産の商品を優先的に購入し販売すること。JVの場合はミャンマーのローカル企業側が最低 40%の出資をすること)	
(20) 四輪自動車、二輪オートバイを除く小売り	削除
(2015 年以降のみ認める。最低 300 万米ドル以上の投資とすること。免税措置なし)	
(21) フランチャイズ(外国企業はフランチャイザーとしてのみ認められる)	削除
(22) 倉庫	削除
(中小規模の倉庫業は認められない。JVの場合はミャンマーのローカル企業側が最低 40%の出資をすること。)	
(23) 卸売り(商業省の見解に従う)	削除
(24) 代行業務サービス	削除
(事務所スペースは賃貸ではなく) 自社ビルを建設することができる。ミャンマー国民をスタッフとして採用すること。)	
(25) 専門店以外のその他の小売り	削除
デパートとハイパーマーケットは 50,000 平方フィート(4,645m ²)以上、	
スーパーマーケットは 12,000 平方フィート(1,115m ²)から 20,000 平方フィート(1,858m ²)の面積を要す。	
(26) 専門店以外の食品、飲料(アルコール含む)、ミャンマーたばこ等の小売り	削除
店舗面積は 2,000 平方フィート(186m ²)か	

ら 4,000 平方フィート(372m2)まで	
(27)外国語の各種雑誌(JV の場合はミャンマーのローカル企業側が最低 51%の出資をすること。	削除
2/3 以上の取締役、主要なスタッフはミャンマー人でなければならない。	
100%外資による出資の場合は、そのオーナーは外国出版社か印刷会社を所有していなければならない)	

3-2 ミャンマー資本との合弁形態でのみ認可される事業(特別の条件が付される事業)

今回の通達で新しく追加された事業。

3.2 ミャンマー資本との合弁形態でのみ認可される事業(特別の条件が付される事業)(追加)

事業	条件
1. 石油・ガス製品の輸入、輸送、販売のための貯蔵タンク、積載機械、パイプライン、関連機械の建設・実験並びに関連施設の建設	エネルギー省との合弁でのみ認められる
2. 石油・ガスの地質学的、地球物理学的、地球科学的な調査、判断に関する設備(付属設備を含む)の輸入・製造・建設・実験・部分実験	
3. 石油・ガスの探査・研究用設備(附属施設を含む)の輸入・製造・建設・実験・部分実験	
4. 石油・ガスの輸送用設備(附属施設を含む)の輸入・製造・建設・実験・部分実験ならびにパイプラインの建設	
5. 海洋掘削用の建設設備(附属施設を含む)の輸入・製造・建設・実験・部分実験	
6. 各種製油所の建設、既存精油所の修繕維持・改良	
7. たばこの製造	<ul style="list-style-type: none"> 最初の3年間は国産たばこ葉の使用比率を50%以上とすること、または、国産たばこ葉の輸出で獲得した収益で調達した原材料の50%以上を製造で使用すること 製品の90%以上を輸出すること 製品の90%以上を輸出すること投資申請に当たり、国産原材料の使用および完成品の輸出計画を申請書に明示する必要がある 工業省の推薦が必要
8. 爆発性化学品(YNT、ニトログリセリン、硫酸アンモニウム)の製造・販売	・州政府との合弁でのみ認められる
9. 可燃性の液体・固体(チタン粉末、自己反応性物質(硫化カリウム)、放射性可燃物質(燐化カルシウム)の製造・販売	
10. 必要となる輸入原料を使用して栽培した作物の国内販売・輸出	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値を高める作物の場合のみ認められる 外国資本の資本比率は49%まで認められる 合弁による販売・輸出のみ認められる コメについては会場輸出や国境貿易を禁止
11. インターネット宝くじ事業(e-lottery)	<ul style="list-style-type: none"> 金融省の推薦が必要 政府との合弁でのみ認められる
12. 衛星都市の開発	<ul style="list-style-type: none"> 建設省の推薦が必要 政府との合弁でのみ認められる
13. 都市再開発	・政府の許可が必要
14. 線路・駅・駅舎の建設	・関連する企業体・関連局との合弁でのみ認められる
15. 鉄道事業	・鉄道省の推薦が必要
16. 機関車、客車、貨車車両、スペアパーツの建設・製造・メンテナンス	
17. 鉄道省所有の土地における光ファイバーケーブルの敷設、タワー・機械室の建設	
18. 鉄道省所有の土地・建物の高度利用(商業目的)	
19. 鉄道運送サービス、自動車運送サービス	<ul style="list-style-type: none"> 政府の許可が必要 関連する企業体・関連省庁・関連組織(民間含む)との合弁でのみ認められる 鉄道省の推薦が必要
20. 自動車の車検事業、運転教習事業、修理・メンテナンス関係の訓練事業	・政府の許可が必要
21. 鉄道産業用の発電事業	<ul style="list-style-type: none"> 関連する企業体・関連省庁との合弁でのみ認められる 鉄道省の推薦が必要

4) 環境アセスメント (EIA) が認可の条件となる分野

(MIC Notification No.50/2014 August 14, 2014)

3) 環境アセスメント (EIA) が認可の条件	環境アセスメント (EIA) が認可の条件と
--------------------------	------------------------

となる分野 (34)	なる分野 (30) (MIC Notification No.50/2014 August 14, 2014)
(1) 金属・鉱物資源の採掘・選鉱	(1) 金属・鉱物資源の採掘・選鉱
(2) 石油、天然ガスの採掘、石油化学工場の建設	(2) 石油、天然ガスの採掘、石油化学工場の建設
(3) 大規模ダムや灌漑施設の建設	(3) 大規模ダムや灌漑施設の建設
(4) 水力およびその他の大規模発電事業	(4) 水力およびその他の大規模発電事業
(5) 石油・天然ガスパイプラインの敷設、および、送電塔の建設	(5) 石油・天然ガスパイプラインの敷設、および、送電塔の建設
(6) 大規模農園	削除
(7) 大規模橋梁・高架道路・高速道路・地下鉄・港湾設備・空港等の建設、および、用水路・大規模乗用車や造船の製造	(6) 大規模橋梁・高架道路・高速道路・地下鉄・港湾設備・空港等の建設、および、用水路・大規模乗用車や造船の製造
(8) 化学品および殺虫剤の製造	(7) 化学品および殺虫剤の製造
(9) バッテリーの製造	(8) バッテリーの製造
(10) 大規模製紙用パルプ工場	(9) 大規模製紙用パルプ工場
(11) 大規模な綿製の織物用糸、織物、染色の製造	(10) 大規模な綿製の織物用糸、織物、染色の製造
(12) 鉄、鉄鋼、その他鉄鋼製品の製造	(11) 鉄、鉄鋼、その他鉄鋼製品の製造
(13) セメント製造	(12) セメント製造
(14) 蒸留酒、ビール等の製造	(13) 蒸留酒、ビール等の製造
(15) 石油、その他燃料油、化学肥料、ろう、ワニス等を含む石油化学工場	(14) 石油、その他燃料油、化学肥料、ろう、ワニス等を含む石油化学工場
(16) 製糖工場を含む大規模な食品加工工場	(15) 製糖工場を含む大規模な食品加工工場
(17) 皮革製品、ゴム製品の製造	(16) 皮革製品、ゴム製品の製造
(18) 大規模な海水・淡水魚およびエビ養殖、大規模な畜産飼育	(17) 大規模な海水・淡水魚およびエビ養殖、大規模な畜産飼育
(19) 大規模木材製造	(18) 大規模木材製造
(20) 大規模住宅建設	(19) 大規模住宅建設
(21) 大規模ホテルおよびリゾート施設の建設	(20) 大規模ホテルおよびリゾート施設の建設
(22) 歴史、文化、考古学、化学、地理学に関連する記念施設の運営	(21) 歴史、文化、考古学、化学、地理学に関連する記念施設の運営
(23) 浅水域での事業	(22) 浅水域での事業
(24) 生態系の影響を受けやすい地域での事業	(23) 生態系の影響を受けやすい地域での事業

	業
(25) 国立公園、自然林保護地域での事業	(24) 国立公園、自然林保護地域での事業
(26) 生存危機に瀕している動植物に関する事業	(25) 生存危機に瀕している動植物に関する事業
(27) 自然災害のリスクが高い地域での事業	(26) 自然災害のリスクが高い地域での事業
(28) 一般向け飲料用水に利用される川、池、貯水池から至近距離での事業	(27) 一般向け飲料用水に利用される川、池、貯水池から至近距離での事業
(29) レクリエーション地域、真珠養殖場から至近距離での事業	(28) レクリエーション地域、真珠養殖場から至近距離での事業
(30) 広大な農地を必要とする農作物の栽培および生産	(29) 広大な農地を必要とする農作物の栽培および生産
(31) 大規模森林プランテーション	(30) 大規模森林プランテーション
(32) 大規模木材産業	削除
(33) 大規模発電事業	削除
(34) 送電線建設	削除
	注) 削除した事業は、グレーの網のかかっている事業と重複しているため。

B. 外国投資法で禁止された事業分野

MIC 通達(外国投資法の施行細則)で禁止された事業分野のほかに、外国投資法で制限または禁止されている事業分野もあることを再確認しておく必要がある。以下がその事業分野である。

1、外国投資法で制限または禁止された事業(2012年連邦議会法律 21号 外国投資法第4条)
(1) 国内の民族の伝統的文化、習慣に影響を与える可能性のある事業
(2) 公衆衛生に影響を与える可能性のある事業
(3) 自然環境および生態系に被害を与える可能性のある事業
(4) 国内に危険または有害廃棄物を持ち込む可能性のある事業
(5) 国際協定における危険な化学物質を製造する工場または使用する事業
(6) 施行規則により規定される国民が行うことができる製造業およびサービス業
(7) 外国において試験中または使用許可を得られていない技術、医薬品、機器などを持ち込む可能性のある事業
(8) 施行規則により規定される国民の行なうことができる耕作農業ならびに短期的および長期的農業
(9) 施行規則により規定される国民の行なうことができる畜産業
(10) 施行規則により規定される国民の行なうことができるミャンマー海洋漁業
(11) 連邦政府の許可に基づき経済区域として指定された地域以外の国の領土と

外国が接する境界から 10 マイル以内で行なう外国投資事業
ただし、上記制限・禁止された上記投資事業について、MIC は連邦政府の同意により許可を与えることができる。

C. 国家計画・経済開発省通達(外国投資法施行細則)でミャンマー市民にのみ許可された分野

(MNPED Notification No.11/2013, Jan.31,2013)

(外国投資法施行細則第 7, 8, 9, 10 条関連のスケジュール I ~IV)。

外国投資法施行細則である 2013 年 1 月 31 日付、国家計画・経済開発省通達の各第 7, 8, 9, 10 条は、ミャンマー市民にのみ許可された事業分野を規定している。

今回の MIC 通達により、事実上、左側の事業分野の一部が削除された。

(MNPED Notification No.11/2013, Jan.31,2013)	Notification No.49/2014, August 14, 2014 による変更箇所
1) 生産およびサービス業 (製造業)	1) 生産およびサービス業 (製造業)
1. 自然森林の管理	1. 自然森林の管理
2. 国の伝統医薬品の生産	2. 国の伝統医薬品の生産
3. 深さ 1,000 フィートまでの搾油	3. 深さ 1,000 フィートまでの搾油
4. 中小規模の鉱業	4. 中小規模の鉱業
5. ハーブ植物(樹木を含む)のプランテーションと生産	5. ハーブ植物(樹木を含む)のプランテーションと生産
6. 銑鉄・屑鉄、その他鉄鋼関連品の卸売	6. 銑鉄・屑鉄、その他鉄鋼関連品の卸売
7. 伝統食品の生産	7. 伝統食品の生産
8. 宗教関連の商品の生産	8. 宗教関連の商品の生産
9. 伝統文化関連の商品の生産	9. 伝統文化関連の商品の生産
10. 手工芸品の生産 (サービス)	10. 手工芸品の生産 (サービス)
1. 特殊な民間の伝統的病院	削除
2. 伝統的な医薬原料の流通業	削除
3. 伝統薬品の検査と研究	削除
4. 救急輸送ビジネス	削除
5. 老人介護ビジネス	削除
6. 鉄道関連ビジネス(食品販売、輸送、清掃、修理、線路建設など)	削除
7. エージェント・ビジネス	1. エージェント・ビジネス

8. 10メガワット以下の電力生産	削除
9. ミャンマーおよび他のミャンマーの言語によるメディア	削除
2) 農業とプランテーション	2) 農業とプランテーション
1. 小規模投資の農業	1. 小規模投資の農業
2. 近代的な機械を用いない農業	2. 近代的な機械を用いない農業
3) 畜産業	3) 畜産業
1. 小規模投資の畜産業	1. 小規模投資の畜産業
2. 近代的技術を使用しない畜産業	2. 近代的技術を使用しない畜産業
4) 漁業	4) 漁業
1. ミャンマーの海域での 海水魚、エビ・その他海洋動物の漁業	削除
2. 人工および公的な漁区での漁業	削除